

#	認証区分	ご質問	回答	参照ドキュメント	参照箇所
1	レベル2業務アプリ	レベル2業務アプリとレベル1業務アプリの違いはなんですか？	<p>レベル2業務アプリは、以下の要件を連携補完手段を使用せずに満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通EDIプロバイダと直接連携できること。 ・共通EDIプロバイダと交換するEDI文書は、規定のXMLフォーマット、文字コード属性および日付・時刻書式属性であること。 ・送受信UI機能を提供できること。 <p>但し、標準Ver.3における例外措置として、次の経緯により共通CSVフォーマットによる連携共通I/F経由での連携を許容することと致しました。</p> <p>(経緯) 認証制度導入に際しての意見公募において、「国連CEFACTが規定するXMLフォーマットを実装する業務アプリの商品化にはまだ時間がかかるため、CSVフォーマットでの連携を許容すべき」との意見が複数あったため、認証要件検討会における審議の結果、これを許容し標準仕様書に反映した。</p> <p>これに対してレベル1業務アプリは、これらの要件を連携補完手段を使用して満たすものとなります。</p>	<p>中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401</p> <p>中小企業共通EDIガイドブック ver.3_r0_20200401</p> <p>「中小企業共通EDI標準仕様ver.3」の意見公募に寄せられたご意見とご意見に対する考え方 https://www.itc.or.jp/datarenkei/dlfiles/edi/v3/ver.3_pubcomeresult.pdf</p>	<p>7. 3. レベル2業務アプリの相互連携実装仕様</p> <p>2. 2. 2. 共通EDIプロバイダとレベル2業務アプリとの連携実装規定</p>
2	連携補完アプリ	連携補完アプリの共通EDIプロバイダとの連携要件は何ですか？	<p>連携補完アプリは共通EDIプロバイダから見ればレベル2業務アプリとして動作する必要があります。従って、当Q&Aの前項目のレベル2業務の要件を満たす必要があります。</p> <p>尚、本要件とは別にレベル1業務アプリへの補完機能を提供する必要があります。</p>	<p>中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401</p>	<p>9. 1. 連携補完アプリと共通EDIプロバイダとの連携機能</p>

#	認証区分	ご質問	回答	参照ドキュメント	参照箇所
3	全区分	中小企業共通EDIメッセージは、全ての取引プロセスに対応する必要がありますか？	全てに対応する必要はありません。選択して実装することが可能ですが、最低1つは必須です。	中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401	5. 1. 1. 相互連携メッセージ仕様 (1) <input checked="" type="checkbox"/> EDIメッセージと情報項目の実装 7. 1. 1. 業務アプリがサービス提供する取引プロセスとEDIメッセージ等
4	レベル1業務アプリ レベル2業務アプリ 連携補完アプリ	サービスを提供する取引プロセスのEDIメッセージについて、「業務アプリの実装必須情報項目」は全て実装しなければならなりませんか？ 例) 注文メッセージの「発注者コード、発注者名称」等	レベル2業務アプリ、連携補完アプリでは必須となります。レベル1業務アプリについても原則は実装する必要がありますが、共通EDIプロバイダや連携補完アプリにより補完することができれば、実装しているものとみなします。	中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401	3. 1. 相互連携メッセージ仕様 8. 2. 2. レベル1業務アプリがサービス提供する情報項目
				中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401 <付表1>相互連携性情報項目表 共通EDI標準仕様書<付表2>メッセージ辞書・BIE表 ver.3_r0_20200401	「ver.3基本必須」列
5	全区分	必須項目である、税区分コード、税計算方式、注文回答目的コードについて、コードの定義はどうなりますか？	これらの「識別コード」については、「中小企業共通EDIガイドブック<付表1>共通EDIコード表」をご参照ください。尚、当コード表は標準 ver.3 ではまだ実装任意の参考資料の位置づけですが、特に必須項目については当コード表に準拠頂くことを推奨します。 識別コードは、標準 ver.4での標準化を想定しております。	中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401 中小企業共通EDIガイドブック<付表1>共通EDIコード表 ver.3_r0_20200401	3. 3. 4. 識別コード

#	認証区分	ご質問	回答	参照ドキュメント	参照箇所
6	レベル1 業務アプリ	エクスポート・インポートする CSV ファイルのフォーマットに規定はありますか？	連携共通I/Fを利用する場合は、「 共通CSVフォーマット 」を規定しております。 但し、共通EDIプロバイダと合意の上、連携共通I/F以外の固有連携手段で連携する場合は固有のフォーマットも認証対象となります。	中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401	1 0. 3. 4. レベル1 業務アプリがエクスポート・インポートする CSV ファイルのフォーマット
7	複合型レベル2 業務アプリ	共通EDIプロバイダ機能と業務アプリ機能が一体となった製品はどのように申請すればよいでしょうか。	複合型レベル2 業務アプリは、 共通EDI プロバイダが、自身が提供する連携補完機能とレベル1 業務アプリ を組み合わせ提供する業務アプリのタイプです。 共通EDIプロバイダとしての申請と、複合型レベル2 業務アプリとしての申請をそれぞれ行ってください。 尚、このタイプでの申請に際しては、共通EDIプロバイダとアプリケーション間の連携にかかるエビデンスの提出は不要となります。	中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401	2. 5. 中小企業共通EDI 構成要素間の相互連携タイプ (2) レベル2 業務アプリの相互連携 ② 複合型レベル2 業務アプリ 7. 5. 複合型業務アプリ等
8	共通EDIプロバイダ連携補完アプリ レベル2 業務アプリ	アプリケーションや提供するサービスの画面（データのインポート・エクスポート画面、マッピング設定画面等）などに表記される項目名は、共通EDIメッセージに規定された名称にする必要はありますか？	必須ではありません。但し、共通EDIメッセージに規定された名称との対応が分かるようにすることを推奨します。 (マニュアル等に対応表を掲載するなど)	共通EDI標準仕様書<付表2>メッセージ辞書・BIE表 ver.3_r0_20200401	メッセージタイトル 項目名

#	認証区分	ご質問	回答	参照ドキュメント	参照箇所
9	共通EDIプロバイダ 連携補完アプリ	送信したメッセージの送達確認・通知機能は必須でしょうか？	必須です。但し、連携補完アプリについては、自身で提供しなくても、共通EDIプロバイダが提供する機能をユーザーが容易に利用できれば代替することが可能です。（共通EDIプロバイダから直接メールで通知するなど）	中小企業共通EDI標準仕様書 ver.3_r0_20200401	5. 7. ユーザーへEDI送受信の確認情報提供 （1）送達確認情報 9. 2. 2. ユーザーへEDI送受信の確認情報提供（1）送達確認情報